

短期大学基準協会（大学（短期大学を除く。））の 申請内容に係る論点

【全般】

- ・ 大学会員を受け入れるために、名称や定款、諸規程をどのようなプロセスでどのように改正する予定か伺いたい。
- 令和元年 9 月 18 日開催の臨時評議員会において、定款の一部変更（名称及び大学の認証評価の実施等）について承認を得ており、諸規程については、9 月 19 日開催の理事会において、大学の認証評価機関申請書類として承認を得ている。変更時期については、何れも認証後に変更を行う（ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降）ことで承認を得ている。なお、定款の一部変更に伴う現行規程の名称変更等については、認証後（ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降）に速やかに変更を行うことにしている。
- ・ 大学に対する認証評価と短期大学に対する認証評価で、評価基準、評価プロセス、評価体制について、その主な異同について伺いたい。
- 評価基準については、短期大学評価基準が 4 基準、12 テーマ、33 区分、163 の観点により構成されているが、大学評価基準は 4 基準、12 テーマ、32 区分としている。短期大学評価基準の観点到当たるものは、大学が区分ごとに点検・評価を行う際の具体的な着眼点として観点表として示している。評価プロセス及び評価体制については同様である。

【評価体制】

- ・ 認証評価実施規程第 9 条に関して、大学評価委員会に設置される評価チームと分科会の関係について伺いたい。（大学評価委員会に分科会を設置し、その中に評価チームを置く形としないのは何故か。）
- 分科会委員及び評価チーム評価員は評価委員会において選出することにより、それぞれが同等の立場で緊張感をもってそれぞれの責務に当たることを目的としている。

- ・ 大学評価のための委員会・分科会等のメンバーの予定について伺いたい。
- 認証評価委員会及び認証評価審査委員会の委員案については申請資料のとおりである。分科会委員は、評価校数に応じ認証評価委員会委員、その他認証評価委員会が必要と認めた者の中から選出することとしている。また、評価員については、会員大学から推薦された候補者、学識経験者、その他認証評価委員会が必要と認めた者の中から選出することとしている。

- ・ 今後、大学評価のための評価員は、どのようにして確保する予定か伺いたい。
- 評価員は、会員校から入学定員規模に応じて評価員候補者を推薦・登録していただくこととしており、その確保に努めていきたい。その他、学識経験者等の積極的な確保にも努力していくこととしている。

- ・ 認証評価実施規程第 17 条において、大学の利害関係者と認めるものは、当該大学の評価業務に従事させないこととしているが、利害関係者は具体的にどのような者を考えているのか伺いたい。
- 利害関係者とは、過去又は現在において評価校との間の利益相反の疑念を招くような関りがない旨の確認を行うこととしている。具体的には、以下の者を考えている。
 - ① 評価校の卒業生
 - ② 評価校の専任又は非常勤の教職員
 - ③ 評価校に専任又は非常勤の教職員として 5 年以内に在職していた者
 - ④ 評価校の役員又は教育研究・経営等に関する重要事項を審議する機関等の構成員として参画あるいは 5 年以内に参画していた者
 - ⑤ 評価校と同一県の大学関係者

【評価方法】

- ・ 認証評価実施規程第 4 条第 2 項において、「評価の実施が困難な場合」として想定される事態はどのようなものか伺いたい。また、具体的にどのように調整するのか伺いたい。
- 認証評価に当たっては、評価実施前年度の 5 月に評価案内、申込み案内を送付し、7 月末の締切りを予定している。この時点で受審希望数を把握することができ必要な体制を整えることができると考えている。しかし、想定を超える数の受審希望があった場合には、評価員の数等との関係で評価の実施が困難となる場合があると考えられる。その場合は、
 - ① 前回受審年度から 7 年を経過していない大学
 - ② 申請期日の遅い大学の順に調整を行うこととしている。
- ・ 認証評価実施規程第 13 条において、「判定に至らず当該評価を継続する」として想定される事態はどのようなものか伺いたい。（短期大学の認証評価における「保留」とは異なるのか。）
- 原則として、認証評価の実施年度に機関別評価を決定し、当該大学に通知することとしている。しかし、求めた書類の記述不足による再提出や調査の段階で求めた書類等の不備・遅延などにより認証評価の実施年度に判定に至らない場合があると思われる。

なお、短期大学の認証評価における「保留」は同様の趣旨ではあるが、判定の一つである。令和 2 年度からは、要綱を改定し、判定は「適格」又は「不適格」とし、判定に至らない場合は当該評価を継続するとしている。
- ・ 認証評価実施規程第 16 条において、当該年度に適格とされたものの、「(1) 4 基準を満たさない場合」として想定される事態はどのようなものか伺いたい。
- 認証評価の調査等の段階で、適正に評価を行い、かかる事態が生じないよう努めていくこととしているが、判定後に、結果として再判定に該当するような事項が認められた場合の取扱いとして定めるものである。認証評価実施規程第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当しない場合を想定したものである。

【評価基準】

- ・ 大学評価基準の設定に関わった会議体とそのメンバーについて伺いたい。
- 平成 29 年 12 月 24 日開催の理事会において、大学の認証評価について検討することが承認され、第三者評価委員会の下に大学認証評価検討タスクフォースを設置し、大学評価基準等について検討を行ってきた。

委員名 職名等

- ・ 川並 弘純 聖徳大学・聖徳大学短期大学部／理事長・学長・短大学長
 - ・ 志賀 啓一 志學館大学・鹿児島女子短期大学／理事長
 - ・ 奥田 吾朗 大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部／理事長
 - ・ 加藤 真一 金城大学・金城大学短期大学部／理事長
 - ・ 二木 寛夫 山口芸術大学・山口芸術短期大学／理事長
 - ・ 行吉 宜孝 神戸女子大学・神戸女子短期大学／理事長
- オブザーバー
- ・ 原田 博史 岡山学院大学・岡山短期大学／理事長・学長・短大学長

- ・ 大学評価基準に、内部質保証を重点評価項目として基準 I に設定しているが、4 基準全てを満たさないと適格と判定されない。内部質保証は、いかなる点（意味）で「重点評価項目」であるのか伺いたい。
- 大学は、ミッションに基づく教育目的・目標により定めた学習成果を獲得させるため、三つの方針を一体的に策定し、また、学習成果を実際に学生が獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証し、改善を図っていかなければならない。このため、自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証が求められるものであり、基準 I においては、これらを各テーマにおいて PDCA サイクルを継続的に用い、教育の質を保証しているかどうかを評価するものであり、未実施のテーマ・区分（基準 I-A-2 を除く）がある場合は直ちに基準を否とするものである。

- ・内部質保証については、重点評価項目として設定しており、レベルⅠ～Ⅳで判断できるようにしているが、どのような状況であればどのレベルになるのか、また、レベルの違いによる評価全体への影響はどのようなものか伺いたい。

●別紙（内部質保証ルーブリック）

- ・大学評価基準観点表（添付資料8の参考）について、基準Ⅱ-A-1 「(1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与方針は、それぞれの学習成果に対応している」とあるが、詳細について伺いたい。（「授与する学位分野ごとの学習成果は、卒業認定・学位授与方針に対応している」ではないのか。）

- ミッションに基づき学位分野ごとに教育目的・目標を定め、この教育目的・目標により定めた「学生の学習成果」を獲得させるために三つの方針が一体的に策定されるものであると考えている。したがって、卒業認定・学位授与の方針は「学生の学習成果」の獲得を評価・判定するものであると考えているので、「(1) 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与方針は、それぞれの学習成果に対応している」としている。

【財務】

- ・貸借対照表（添付書類3のP2）について、退職給付引当金が前年度33百万円余から当年度13百万円に激減している理由を伺いたい。退職者が多かった場合にはその原因、計上基準変更の場合にはその概要について伺いたい。

- 平成30年度末をもって長年勤めた者が定年退職したため、その退職金支払いのため取り崩したものである。

- ・「大学認証評価事業の収支見込みについて」（添付書類3のP4）において、R6、R7年度に租税公課が急増し、R8に減少する理由を伺いたい。

- 消費税は税込み処理を取っており、前年度の確定した消費税額を会計年度中に費用として租税公課に計上している。このため、前年度の課税売上（評価料等）により増減することになる。（R4・4校、R5・6校、R6・6校、R7・2校の評価を想定）

- ・「今後7年間の収支の見込計画について」（添付書類3のP5）について、大学会員が38校まで増加することを見込んでいる。一方、大学評価校数は、7年間で26校となっている。12（38－26）大学のなかには、認証評価は短期大学基準協会を受けないが、会員になる大学があると考えているのか伺いたい。

- 第4評価期間の初年度である令和7年度には38校が会員校となると見込んでおり、他認証評価機関の受審状況からも当該期間の後半が多くなっていくことから令和10年度～13年度に30校が受審すると見込んでいる。このため、第3評価期間の後半の令和3年度から第4評価期間の前半の令和9年度までの評価校は26校となっている。なお、第3評価期間に会員になる大学にあっては、既に認証評価を受審している大学もあると考えられ24校のうち6校と想定している。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
会員校数	9	14	19	24	38	38	38	38	38	38	38
評価校数	2	4	6	6	2	2	4	6	7	8	9

- ・会員短期大学と併設する大学180校にアンケートした結果、39校が「受審することを検討したい」と回答しており、その内の7割の28校が会員となると分析した根拠について伺いたい。

- 現会員校等からの要望を受けて大学の機関別認証評価の検討を進め、アンケートは、短期大学と併設する大学の長に実施した。大学からは、送付した認証評価要綱案及び認証評価基準案を確認の上検討したいと回答をいただいたものと考えている。このため、受審する可能性は高いと考えており、少なくとも7割程度は会員となると想定している。

- ・これらの受審校数を基にして R3 から R9 までの「今後 7 年間の収支の見込計画」（添付書類 3 の P3）が作られているが、もっと厳しい状況を想定した財政計画を立てる必要性についてどのように考えているのか伺いたい。
- 短期大学会員校数が、毎年一定数減していくという厳しい設定の下に、大学の認証評価にあっては短期大学に併設する大学に対するアンケート等を基に設定したものである。当然会員短期大学及び会員となる大学の状況を踏まえ財政計画を絶えず見直しを行っていくとともに諸経費の削減等にも努めていくこととしている。
- ・短期大学の認証評価と財務（収入、支出）は区分されるのか伺いたい。
- 公益法人会計基準に準拠して会計処理を行っており、正味財産増減計算書内訳表に係る会計区分において短期大学と大学の認証評価の財務（収入、支出）について区分していくこととしている。

【その他】

- ・認証評価のスケジュールによると、大学と短期大学の認証評価が並行して進行するように見えるが、そのための事務局体制は十分か伺いたい。
- 大学と短期大学の認証評価スケジュールは概ね並行したものとなるが、統括する局長及び事業課長のほかそれぞれ 3 名体制とし、相互協力の下で対応していくこととしており、問題はないと考えている。なお、会員校数及び評価校数の状況により、認証評価に支障のないよう体制を見直していくこととしている。
- ・短期大学基準協会の会員になるとどのようなメリットがあるのか伺いたい。
- 会員校は、基準協会が事業として予定している大学に関わる高等教育の調査研究への参加及び調査結果の提供を受けるほか、会員校の認証評価に関する取組等の情報を刊行物により提供を受けるなどのメリットがある。

- ・ 認証評価実施規程第 19 条(2)によると、非会員校が受審する場合には、7 年分の会費相当額を加算することだが、会員としてのメリットを受けていないことからペナルティのようにも思われ、会員以外の新規受審校の獲得の妨げになるとも思われるが、どのように考えているのか伺いたい。(短期大学の認証評価も同様の設定か)
- 認証評価事業は、毎年的一定した会費収入と年度によって異なる評価料収入を基に運営していくこととしており、これらの収入により、認証評価に係る直接的、間接的経費を支出することとしている。このため、会員校と同様の負担をお願いするものであり、基準協会が事業として予定している大学に関わる高等教育の調査研究への参加及び調査結果の提供を直接受けるなどはできないが、結果等はウェブサイトで公開することとしており、ペナルティとなるものではなく新規受審校の獲得の妨げになるものではないと考えている。なお、短期大学認証評価も同様の設定である。
- ・ (HP に掲載されている)「平成 29 年度第 3 者評価 評価校アンケート結果」(A-2-4)「自己点検・評価活動を通して学内に評価文化が浸透しましたか」という設問に対して「大変そう思う」20%と、他の項目に比べて、「大変そう思う」という比率が低いことについてどのように考えているのか伺いたい。
- 過去数年間同様の傾向と承知しており、日頃から自己点検・評価活動に取り組んでいるものの、認証評価に向けて短期大学評価基準に基づく自己点検・評価及び諸準備を行った後の率直な意見と受け止めている。しかし、「そう思う」を含めると 90%前後であり、学内に評価文化が浸透していているものと思われる。認証評価に係る業務の負担軽減等を含め引き続き評価校等の意見を踏まえ評価システムの改善を図り、一層評価文化が浸透するよう努めていきたい。

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV	
1 ミッションを確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生に認識させている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生が認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生に認識させている。	<input checked="" type="checkbox"/> ミッションを公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生が認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の <u>中</u> に含めて学生に認識させている。	
2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が <u>一体的に策定され、公表されている。</u> <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が <u>的確に反映されている。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が <u>一体的に策定され、公表されている。</u> <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が <u>的確に反映されている。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が <u>一体的に策定され、公表されている。</u> <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が <u>的確に反映されている。</u> <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が <u>反映してあるか精査する仕組みがある。</u>	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が <u>一体的に策定され、公表されている。</u> <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が <u>的確に反映されている。</u> <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が <u>反映してあるか精査する仕組みがある。</u> <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が <u>反映されている。</u>	
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る <u>査定の仕組みが機能している。</u> <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教員で、教育の質保証を図る <u>査定の仕組みが機能している。</u> <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教員で、教育の質保証を図る <u>査定の仕組みが機能している。</u> <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 大学設置法人の長のリーダーシップの下、 <u>全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。</u> <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	
判定 (三つの意見等に記載)	<input type="checkbox"/> 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 <input type="checkbox"/> 「向上・充実のための課題」：一部の組織（委員会等）において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。				<input type="checkbox"/> 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目4の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。 同左

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。

「内部質保証ルーブリックについて」

- 大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があり、本協会では、この内部質保証を重点項目として評価することとしている。
 - 大学評価基準は、基準Ⅰにおいて、大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み、基準Ⅱにおいて、基準Ⅰの達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにし、基準Ⅲにおいて、その教育研究活動や大学組織を支える資源を把握し、基準Ⅳにおいて、全体を統制する仕組みを評価・点検するものとなり、基準Ⅰは、基準Ⅱ～Ⅳ全てに関するものとなっている。
 - しかし、基準Ⅰにおいて、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があるため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証ルーブリックを用い判定を行うこととする。その結果は、評価結果に反映させることとする。
 - 本ルーブリックを基に自己点検・評価報告書への積極的な記述を期待する。
 - なお、本ルーブリックについては、使用しながら改善を図っていくこととしており、例えば、すべての大学がレベルⅠに到達した段階で、レベルⅡをレベルⅠとし、順にレベルⅢ及びⅣをレベルⅡ及びⅢとして、新たなレベルⅣを示すなど、全体の高度化を図っていくこととしている。
- ※ 1. 項目2 - Ⅳのフィードバックする仕組みとは、課題をフィードバックし解決する仕組みを言う。
- ※ 2. 項目4 - Ⅳについては、学長を含む全専任教職員で学習成果を学生に示す必要があり、大学設置法人の長のガバナンスにより学習成果を獲得できる仕組みが出来るかを評価するものである。